

第3次鹿屋市健康づくり計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

第3次鹿屋市健康づくり計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、健康増進法第8条第2項に基づき「第3次鹿屋市健康づくり計画（令和6年度～令和18年度）」を策定するために必要な支援を行うことを目的とする。

なお、計画を策定するにあたり、第2次鹿屋市健康づくり計画の内容を踏襲するとともに、健康増進法や関係法規、健康に関する国・鹿児島県の施策動向等を踏まえ、業務を行うこととする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

4 委託業務内容

(1) 現状分析・課題抽出

- ・アンケート調査結果、各種調査結果や統計資料等を用いて本市の現状分析及び課題抽出を行い、本市の抱える課題を分析・整理すること。
- ・上記の分析をもとに、現行計画の各分野及びライフステージごとの課題を抽出すること。
- ・課題抽出に当たっては、全国及び県、同規模市と比較を行い、本市の特徴を分析すること。

(2) 計画策定に係る支援

上記(1)の内容をまとめるとともに、国・鹿児島県及び本市の他計画との整合性を図りながら、第3次計画の基本方針、重点項目、数値目標及び具体的な取組内容等をまとめ、計画素案を作成する。

(3) 会議開催等への支援

市が計画策定のために開催する会議に同席し、専門的見地から会議を円滑に進めるための助言を行うとともに、会議資料の作成、会議結果の取りまとめを行う。

対象会議：鹿屋市健康づくり計画策定委員会3回、庁内会議4回程度

※資料は会議開催前の概ね10日前に提出すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用資料を作成し、市民からの意見に対する回答案を検討・作成する。

(5) 計画書の作成・印刷

パブリックコメントでの意見を踏まえ、計画書を作成する。

ア 計画書冊子 100部（A4版、2色刷り、100ページ程度）

イ 計画書概要版 データのみ（A4版、カラー刷り、8ページ程度）

ウ PDF等電子データ（アクセシビリティ対応）での提供

エ 校正：2回以上

(6) 打合わせ等

本業務遂行に当たり市と協議を重ね、地域実情に見合ったきめ細やかな健康社会にふさわしい幅広い分野の政策であるため総合的・計画的な視点を備えた担当者を配置し、打合せ等には臨機応変に対応する体制を整え、市の意向を十分に加味した計画策定を行わなければならない。

5 スケジュール

おおよその時期	内容
令和5年11月	鹿屋市健康づくり計画策定作業部会の開催 (アクションプランの協議)
令和5年11月	鹿屋市健康づくり計画策定部会の開催 (計画素案の協議)
令和5年12月	計画素案の完成
令和5年12月	鹿屋市健康づくり計画策定委員会の開催 (計画素案の協議)
令和5年12月	パブリックコメントの実施
令和6年1月	計画最終案の作成
令和6年2月	鹿屋市健康づくり計画策定部会の開催 (計画最終案の協議)
令和6年2月	鹿屋市健康づくり計画策定委員会の開催 (計画最終案の協議)
令和6年3月	計画策定、公表

6 注意事項

- 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めること。
- 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。
- 受託者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を委託者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- 本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度、委託者から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。
- 受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切委託者に帰属するものとする。
- 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。